

上牧中学校自転車通学規程（案）

（自転車通学許可条件）

第1条 徒歩通学を原則とする。ただし、通学に2.5km以上の距離を要し、かつ防犯登録及び自転車自賠責保険等に参加している者については、保護者同意のもと、「自転車通学許可申請書」を学校長に提出することにより、自転車通学を許可するものとする。

（許可される通学用自転車）

第2条 学校長が許可する通学用自転車は、次の各号のとおりとする。

- （1）前部かご・後部荷台がつき、両脚スタンドが後部についているもの。
- （2）通学に適した安全で標準的なもの。マウンテンバイクやロードバイクなどの競技用自転車での通学は認めない。
- （3）保安部分（ベル・ブレーキ・ライト等）に不備がないもの。

（許可される乗り方）

第3条 学校長が自転車通学を許可した生徒は、次の各号を遵守することとする。

- （1）自転車乗車時はヘルメットと反射タスキを着用し、校門に入るまで外さないこと。
- （2）標識を守り、交差点では安全を確認すること。
- （3）定められた通学路を通行すること。
- （4）車間距離をとり、スピードを出さないこと。
- （5）二人乗りや並進など危険な乗り方はしないこと。
- （6）傘差し運転などの片手運転はしないこと。なお、雨天時はレインコート等を着用すること。
- （7）朝夕の運転時はライトを点灯して走行すること。
- （8）鞆等の荷物は、荷台に縄等でくくりつけて走行すること。ただし、背負えるものについては、その限りではない。
- （9）タイヤの空気圧など整備点検を怠らないこと。
- （10）学校が指定する危険箇所については、自転車から降り、押して通行すること。
- （11）決められた場所に駐車すること。
- （12）他人の自転車には乗らないこと。
- （13）自転車から離れる場合は、必ず施錠すること。

（違反者への処分）

第4条 前条の規定に違反した場合、指導として自転車通学を一定期間停止する。また、4回目の指導を受けた場合、自転車通学許可を取り消す。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。